



平成 28 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 三和ホールディングス株式会社  
代 表 者 名 代表取締役会長(CEO) 高山 俊 隆  
(コード番号 5929 東証 1 部)  
問 合 せ 先 常務執行役員総務部長 佐 塚 達 人  
(TEL 03-3346-3019 )

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 3 月 4 日に、平成 28 年 6 月 28 日開催予定の第 81 期定時株主総会において承認されることを前提として監査等委員会設置会社に移行することを公表しておりますが、本日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社に移行するため、同定時株主総会に定款の一部変更議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、平成 28 年 3 月 4 日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」のとおり、取締役会の監督機能を高めコーポレート・ガバナンスを更に強化するとともに、経営判断の迅速化を図るために監査等委員会設置会社に移行することといたしました。これに伴い、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除、迅速な意思決定を可能とするための取締役への権限委譲に関する規定の新設、取締役の任期の変更等、監査等委員会設置会社への移行に必要な変更をおこなうものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、責任限定契約を締結することができる取締役の範囲が拡大されたことから、業務執行をおこなわない取締役とも責任限定契約を締結することを可能とするために変更をおこなうものであります。
- (3) 機動的な資本政策および配当政策がおこなえるよう、剰余金の処分を取締役会決議によりおこなうことができるようにするため、変更をおこなうものであります。
- (4) 事業活動の現状に即し、事業内容をより明確にするため、また今後の事業展開に対応するため、事業目的を追加、整理するものであります。
- (5) その他、一部字句および表現の修正、条文の追加および削除にともなう条数の変更等、所要の変更をおこなうものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙のとおりです。

以 上

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商 号)	(商 号)
第1条 当社は三和ホールディングス株式会社と称し、英文では Sanwa Holdings Corporation と表示する。	第1条 当社は、 <u>三和ホールディングス株式会社</u> と称し、英文では Sanwa Holdings Corporation と表示する。
(目 的)	(目 的)
第2条 当社は <u>次の事業を営むことならびに</u> 次の事業を営む会社 <u>およびこれに相当する事業を営む外国会社</u> の株式若しくは持分を保有することにより当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする	第2条 当社は、 <u>次の事業を営む会社(外国会社を含む)</u> の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。
1. 各種シャッター、ドア、サッシ、雨戸、間仕切、 <u>建築金物、インテリア製品、エクステリア製品、什器、<b>建具</b>、装飾品、<b>建物の空気調整装置、搬送用昇降機、清掃用機器、産業廃棄物のリサイクルに関する機器および装置</b>の製造、<b>施工</b>、販売および輸出入。</u> 2. 住宅 <u>ならびに</u> ビル用建築材料の製造、 <u>加工</u> 、販売および輸出入。 3. <u>防災施設</u> の製造、 <u>施工</u> 、販売および輸出入。	1. 各種シャッター、ドア、サッシ、雨戸、間仕切、インテリア製品、エクステリア製品、什器、装飾品 <u>およびその他の建築建具・建築金物類</u> の製造、販売および輸出入。 2. 住宅・ビル用建築材料の製造、販売および輸出入。 3. <u>防災設備、防犯設備、電気設備、消防設備、昇降設備、空調設備、給排水衛生設備</u> の製造、販売および輸出入。 4. <u>清掃用機器、環境保全用機器、産業廃棄物、一般廃棄物</u> およびこれらに類する廃棄物の処理、リサイクルに関する機器および装置の製造、販売および輸出入。
<新 設>	
4. 建築工事の設計、工事監理、請負および施工。 5. <u>電気設備、防犯設備の製造、施工、販売および監理。</u> 6. 建物の増改築、建替えおよび住宅リフォーム。 7. 介護用品および介護機器の製造、販売および輸出入。 8. 前各号の保守業務。  9. 前各号に関連する製品の防耐火、断熱性、気密性等各種試験の受託。	<8. へ 移 動> <3. へ 統 合> <9. へ 移 動> 5. 介護用品および介護機器の製造、販売および輸出入。 6. 前各号に <u>掲げる製品、設備および機器等を用いた各種構造物の設計、施工、監理および請負ならびに</u> 保守業務。 7. 前各号に関連する製品、 <u>設備および機器等</u> の防耐火、断熱性、気密性等各種試験の受託。
<4. から 移 動>	
<6. から 移 動>	
10. 建物および附属設備の管理、保守および清掃。	8. 建築工事、 <u>大工工事、屋根工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、板金工事、内装仕上工事、<b>建具工事</b>および<b>消防施設工事</b></u> の設計、工事監理、請負および施工。 9. 建物の増改築、建替えおよび住宅リフォーム。 10. 建物および附属設備の管理、保守および清掃。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">&lt;20. から 移動&gt;</p> <p><u>11.</u> 総合警備保障業。 <u>12.</u> 総合リース業。 <u>13.</u> ホームセンターの経営。 <u>14.</u> 損害保険代理業ならびに生命保険の募集に関する業務。 <u>15.</u> コンピューターソフトウェア、情報システムの開発、販売ならびにコンピューターおよび関連機器の販売。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p><u>16.</u> 不動産の売買、管理、賃貸借および仲介。 <u>17.</u> 有価証券の売買、保有および運用。 <u>18.</u> 金銭の貸付および債務保証。 <u>19.</u> 貨物運送取扱業。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt; &lt;新 設&gt; &lt;新 設&gt; &lt;新 設&gt; &lt;新 設&gt; &lt;新 設&gt;</p> <p><u>20.</u> 発電および電気の供給・売買ならびに発電機器の製造、施工および販売。 <u>21.</u> 前各号に付帯関連する一切の事業。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p>	<p><u>11.</u> 発電および電気の供給・売買ならびに発電機器の製造、施工および販売。 <u>12.</u> 総合警備保障業。 <u>13.</u> 総合リース業。 <u>14.</u> ホームセンターの経営。 <u>15.</u> 損害保険代理業ならびに生命保険の募集に関する業務。 <u>16.</u> コンピューターソフトウェア、情報システムの開発、販売ならびにコンピューターおよび関連機器の販売。 <u>17.</u> <u>産業財産権、著作権等の知的財産権の取得、管理、貸与および売買。</u> <u>18.</u> 不動産の売買、管理、賃貸借および仲介。 <u>19.</u> 有価証券の売買、保有および運用。 <u>20.</u> 金銭の貸付および債務保証。 <u>21.</u> 貨物運送取扱業。 <u>22.</u> <u>倉庫業ならびに荷役作業の請負、通関業。</u> <u>23.</u> <u>インターネット等を利用した通信販売業。</u> <u>24.</u> <u>労働者派遣業。</u> <u>25.</u> <u>ホームページの企画、製作、運営および管理業。</u> <u>26.</u> <u>自動車関連のサービス業。</u> <u>27.</u> <u>経営全般に関するコンサルティング業。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;11. へ 移動&gt;</p> <p><u>28.</u> 前各号に付帯関連する一切の事業。 <u>② 当社は、前項各号に掲げる事業を営むことができる。</u></p>
<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 &lt;条 文 省 略&gt;</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会 2. <u>監査役</u> <u>3. 監査役会</u> 4. 会計監査人</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第5条 &lt;条 文 省 略&gt;</p>	<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> &lt;削 除&gt; 3. 会計監査人</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第5条 &lt;現行どおり&gt;</p>

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は5億5千万株とする。</p> <p><u>(自己株式の取得)</u></p> <p><b>第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。</b></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 &lt;条 文 省 略&gt;</p> <p>(単元未満株主の権利)</p> <p>第9条 当社の<u>単元未満</u>の株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 会社法第189条第2項に掲げる権利</li><li>2. &lt;条 文 省 略&gt;</li><li>3. 募集株式<u>または</u>募集新株予約権の割当てを受ける権利</li><li>4. 本定款第10条に<u>規定する</u>単元未満株式の買増しを請求する権利</li></ol> <p>(単元未満株式の買増請求)</p> <p>第10条 当社の単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を会社に対して売り渡すこと(以下「<u>買増し</u>」という。)を請求することができる。</p> <p><b>② <u>買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会で定める株式取扱規程による。</u></b></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、<u>株式につき</u>株主名簿管理人を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>選定し</u>、これを公告する。</li><li>③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、<u>株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式ならびに</u>新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に<u>取扱わせ</u>当社においては取扱わない。</li></ol>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>5</u>億5千万株とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;削 除&gt;</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 当社の株主は、<u>その有する単元未満株式について</u>、以下に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 会社法第189条第2項<u>各号</u>に掲げる権利</li><li>2. &lt;現行どおり&gt;</li><li>3. <u>株主の有する株式数に応じて、募集株式の割当ておよび</u>募集新株予約権の割当てを受ける権利</li><li>4. 本定款第9条に<u>定める</u>単元未満株式の買増しを請求する権利</li></ol> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、<u>株式取扱規程に定めるところにより、その有する</u>単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を、<u>当社</u>に対して売り渡すことを請求することができる。</p> <p style="text-align: center;">&lt;削 除&gt;</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>定め</u>、これを公告する。</li><li>③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の<u>作成ならびに</u>備置き<u>その他の株主名簿および新株予約権原簿</u>に関する事務は、<u>これを</u>株主名簿管理人に<u>委託し</u>、当社においては取扱わない。</li></ol>

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式に関する手続き、手数料)</p> <p>第12条 <u>株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもの</u>のほか、取締役会<u>の</u>定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 <u>当会社の株主の権利行使、株式および新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(新株予約権無償割当ての決定機関)</p> <p>第12条 <u>当会社は、新株予約権の無償割当てに関する事項については、取締役会の決議により決定するほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議によっても決定することができる。</u></p>
<p>(基 準 日)</p> <p>第13条 <u>当会社は毎年3月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p>② <u>前項のほか必要がある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日現在の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>	<p style="text-align: center;">&lt;削 除&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;削 除&gt;</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>
<p>(新株予約権無償割当ての決定機関)</p> <p>第14条 <u>当会社は新株予約権無償割当てに関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議、または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。</u></p>	<p style="text-align: center;">&lt;削 除&gt;</p>
<p>(定時株主総会、臨時株主総会)</p> <p>第15条 定時株主総会は毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は、必要のある場合随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p>	<p>(株主総会の招集)</p> <p>第13条 <u>当会社の</u>定時株主総会は、毎年 6 月に<u>これを</u>招集し、臨時株主総会は、必要のある場合随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第14条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月 31 日とする。</u></p>
<p>(株主総会の招集権者)</p> <p>第16条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役会の決議に基づき、取締役会で定める取締役がこれを招集する。</u></p>	<p>(株主総会の招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会において定める取締役が招集し、議長となる。</u></p>

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>当該</u>取締役<del>に</del>事故あるときは、取締役会<del>で</del>あらかじめ定めた<u>順位</u>に従い、他の取締役がこれに当る。</p> <p>(株主総会の議長)</p> <p><u>第17条</u> 株主総会の議長は、取締役会で定める取締役がこれに<u>当る</u>。</p> <p><u>当該</u>取締役<del>に</del>事故あるときは、取締役会<del>で</del>あらかじめ定めた<u>順位</u>に従い、他の取締役がこれに当る。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第18条</u> &lt;条 文 省 略&gt;</p> <p>(株主総会の決議)</p> <p><u>第19条</u> 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合の<u>ほか</u>出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数<u>によって</u>行う。</p> <p>② <u>前項の規定にかかわらず</u>、会社法第 309 条第 2 項の規定による<u>べき</u>株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって<u>これ</u>を行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第20条</u> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。<u>ただし、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない</u>。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数<u>および選任</u>)</p> <p><u>第21条</u> 当会社に取締役 <u>11</u> 名以内を<u>置き、株主総会で選任</u>する。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p>② <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>③ <u>取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</u></p>	<p>② <u>前項の</u>取締役<del>に</del>事故<u>が</u>あるときは、取締役会<u>において</u>あらかじめ定めた<u>順序</u>に従い、他の取締役がこれに当る。</p> <p style="text-align: center;">&lt;削 除&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;削 除&gt;</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第16条</u> &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(株主総会の決議<u>方法</u>)</p> <p><u>第17条</u> 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定め<u>が</u>ある場合を<u>除き</u>、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数<u>をもって</u>行う。</p> <p>② 会社法第 309 条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第18条</u> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>② <u>株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を、当会社に提出しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p><u>第19条</u> 当会社<u>の</u>取締役は、<u>17</u>名以内とする。</p> <p>② <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;削 除&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;削 除&gt;</p>

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>増員または補欠によって選任された取締役の任期は、現任者の残任期間と同一とする。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会はその決議により、代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会はその決議により、取締役の中から、取締役会長および取締役社長各1名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会<u>で</u>定める取締役が<u>これを</u>招集し議長となる。</p> <p><u>当該</u>取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた<u>順位</u>に従い、他の取締役がこれに当る。</p>	<p>(取締役の選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</p> <p>② <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>③ <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>④ <u>会社法第329条第3項の規定による補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;削 除&gt;</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、<u>その決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、<u>その決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、取締役会長および取締役社長各1名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ</u>取締役会において定める取締役が招集し、議長となる。</p> <p>② <u>前項の</u>取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた<u>順序</u>に従い、他の取締役がこれに当る。</p>

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>② <u>取締役会の招集は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対し、その通知を発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>&lt;新 設&gt;</p> <p>&lt;新 設&gt;</p>	<p>&lt;削 除&gt;</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に</u>対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② <u>取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>
<p>③ <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、取締役会規則の定めるところによる。</u></p> <p>&lt;新 設&gt;</p>	<p>&lt;削 除&gt;</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第25条 <u>当社は、会社法第 399 条の 13 第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(取締役会の決議)</p> <p>第25条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数によって行う。</u></p> <p>② <u>当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>&lt;新 設&gt;</p>	<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第26条 <u>取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>② <u>当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第27条 <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</u></p>
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第26条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当</u>会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会において定める。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第28条 <u>取締役の報酬、その他の職務執行の対価として当</u>会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(社外取締役の責任限定契約)</p> <p>第27条 当社は、会社法第 427 条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、当該社外取締役の同法第 423 条第1項の責任につき、法令の定める額を限度とする契約を締結することができる。</u></p>	<p>(取締役の責任限定契約)</p> <p>第29条 当社は、会社法第 427 条第1項の規定により、取締役<u>(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>(相談役)</p> <p>第28条 取締役会の決議により相談役<u>若干名</u>を置くことができる。</p>	<p>(相談役)</p> <p>第30条 取締役会<u>は、その決議により、</u>相談役を置くことができる。</p>
<p>第5章 <u>監査役、監査役会および会計監査人</u></p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u></p>
<p>(監査役員の員数および選任)</p>	<p>&lt;削 除&gt;</p>
<p>第29条 当社に<u>監査役5名以内を置き、株主総会で選任する。</u></p>	<p>&lt;削 除&gt;</p>
<p>② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>&lt;削 除&gt;</p>
<p>(監査役の任期)</p>	<p>&lt;削 除&gt;</p>
<p>第30条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>	<p>&lt;削 除&gt;</p>
<p>② <u>補欠によって選任された監査役の任期は、退任者の残任期間と同一とする。</u></p>	<p>&lt;削 除&gt;</p>
<p>(常勤監査役)</p>	<p>(常勤の監査等委員)</p>
<p>第31条 <u>監査役会</u>は、その決議により、常勤の<u>監査役</u>を選定する。</p>	<p>第31条 <u>監査等委員会</u>は、その決議により、常勤の<u>監査等委員</u>を選定する。</p>
<p>(監査役会の招集)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p>
<p>第32条 <u>監査役会</u>の招集は、会日の3日前までに各<u>監査役</u>に対し、<u>その通知</u>を発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。</p>	<p>第32条 <u>監査等委員会</u>の招集通知は、会日の3日前までに各<u>監査等委員</u>に対して発する。ただし、緊急の<u>必要があるとき</u>は、この期間を短縮することができる。</p>
<p>② <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、監査役会規則の定めるところによる。</u></p>	<p>&lt;削 除&gt;</p>
<p>&lt;新 設&gt;</p>	<p>② <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の決議)</p> <p>第33条 <u>監査役会</u>の決議は、<u>法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数によって行う。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p>	<p>(監査等委員会)の決議方法)</p> <p>第33条 <u>監査等委員会</u>の決議は、<u>議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査等委員会規則)</p> <p>第34条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>
<p>(監査役)の報酬等)</p> <p>第34条 <u>監査役</u>の報酬等は、<u>株主総会において定める。</u></p>	<p style="text-align: center;">&lt;削 除&gt;</p>
<p>(社外監査役)の責任限定契約)</p> <p>第35条 <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、当該社外監査役の同法第423条第1項の責任につき、法令の定める額を限度とする契約を締結することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p>	<p style="text-align: center;">&lt;削 除&gt;</p>
<p>(会計監査人の選任)</p> <p>第36条 &lt;条 文 省 略&gt;</p> <p>(会計監査人の任期)</p> <p>第37条 &lt;条 文 省 略&gt;</p> <p style="text-align: center;">② &lt;条 文 省 略&gt;</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p>	<p style="text-align: center;">第6章 会 計 監 査 人</p> <p>(会計監査人の選任)</p> <p>第35条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(会計監査人の任期等)</p> <p>第36条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;">② &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p>
<p>(事業年度)</p> <p>第38条 当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p>	<p>(事業年度)</p> <p>第37条 当<u>会社</u>の事業年度は、<u>毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</u></p>
<p>(期末配当金、中間配当金ならびに配当金の除斥期間)</p> <p>第39条 当会社は、<u>株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</u></p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第38条 <u>当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第39条 当<u>会社</u>の<u>期末配当の基準日</u>は、<u>毎年3月31日とする。</u></p>

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>② 当社は、<u>取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</u></p> <p>③ <u>期末配当金および中間配当金が、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。また、未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</u></p> <p>&lt;新 設&gt;</p> <p>&lt;新 設&gt;</p> <p>&lt;新 設&gt;</p> <p>&lt;新 設&gt;</p>	<p>② 当社の<u>中間配当の基準日</u>は、毎年9月30日とする。</p> <p>&lt; 削 除 &gt;</p> <p>③ <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第40条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>② <u>前項の金銭には、利息を付さない。</u></p> <p>附 則</p> <p>(<u>社外監査役の責任限定契約に関する経過措置</u>)</p> <p>1 <u>平成28年6月開催の第81期定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</u></p>

以 上